

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）

第二条

〔略〕

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第六項第二号ト、第一百条、第一百条の二及び第四条の二第一項第二号トにおいて同じ。）の自己資本の充実の状

改 正 前

（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）

第二条

〔同上〕

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第一百条及び第一百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項

況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)

第十三条 法第二十四条第五項（法第七十三条第八項、令第七条第五項並びに第九十五条第十三項、第九十七条第七項、第一百条第六項、

第一百四条第三項、第一百四条の二第四項及び第一百五十条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第一百十三条を除き、以下同じ。）とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十

号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第一百四条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。

第一号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 同上〕

(農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権)

第十三条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十

号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第一百四条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。

除く。)

〔四・五 略〕

〔2～4 略〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一～八 略〕

九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 法第九十五条の三第一項に規定する銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法

)

〔四・五 同上〕

〔2～4 同上〕

(専門子会社の業務等)

第九十五条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

〔一～八 同上〕

〔号を加える。〕

6 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社(同項第八号に該当するものに限る。)の議決権を同号口に掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与していること。

イ 口商工会又は商工会議所  
ハ イ又は口に準ずるもの  
ニ 弁護士又は弁護士法人  
ホ 公認会計士又は監査法人  
ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

〔7・8 略〕

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかるらず、特定子会社（第十一項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第四項に規定する会社若しくは第七項の規定に該当する会社

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

二 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。) 又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の規定に該当する会社(以下「事業再生会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあってはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が同項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権にあってはその取得の日から五年を経過する日(当該議決権が同項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新しいときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第一百三条第一項第九号、第一百四条の二第三項及び第一百五十条第一項第二十号において同じ。)の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議

(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。) 又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の規定に該当する会社(以下「事業再生会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が同項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあっては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数(国内の会社(法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)及び事業再生会社(第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第一百三条第一項第九号、第一百四条の二第三項及び第一百五十条第一項第二十号において同じ。)の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議

百五十条第一項第二十号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10  
〔同上〕

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 十年

二 「略」

〔11～13 略〕

(特例対象会社)

第一百四条の二 法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員と

なる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社  
イ 農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの  
ロ 当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他、地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社  
イ 官公署

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 五年

二 「同上」

〔11～13 同上〕

(特例対象会社)

第一百四条の二 法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員と

なる投資事業有限責任組合であつて、農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二 株式会社地域活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

商工会又は商工会議所  
ハ イ又はロに準ずるもの  
ニ 弁護士又は弁護士法人  
ホ 公認会計士又は監査法人  
ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農林  
中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

〔2～4 略〕

（臨時休業等の届出）

第一百四十九条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規  
定による届出は、することを要しない。

〔一～三 略〕

四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所等  
においてその業務を営むことが当該事務所等の役員若しくは職員  
又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあ  
ることにより当該事務所等の業務の全部又は一部を休止する場合

五　【略】

4 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の  
規定による公告は、することを要しない。

一 第二項第二号から第五号までに該当する場合

〔2～4 同上〕

（臨時休業等の届出）

第一百四十九条　【同上】

2 【同上】

〔一～三 同上〕

〔号を加える。〕

四　【同上】

3　【同上】

4　【同上】

一 第二項第一号から第四号までに該当する場合

	<p>二　「略」</p> <p>5　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。</p> <p>一　「略」</p> <p>三  二 第二項第四号に該当する場合</p>
備考	<p>二　「同上」</p> <p>5　「同上」</p> <p>一　「同上」</p> <p>二  二 「号を加える。」</p> <p>二　「同上」</p>

備考	<p>表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
----	--